

PayPay第7弾
間もなく開始

がんばれ花巻！対象店舗で最大20%が戻ってくる
キャンペーンを利用しながら地域のお店を応援！



対象期間 12月10日(土)～令和5年1月9日(月・祝)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている地元のお店を応援するため、市内対象店舗でキャッシュレスQRコード決済サービス「PayPay(ペイペイ)」で決済(※)した場合、支払額の最大20%のPayPayポイントを付与するキャンペーンを12月10日から開始します。

※PayPay残高、PayPayカード(旧Yahoo! JAPANカード含む)、PayPayあと払い(一括)による決済が対象です

■期間 12月10日(土)[午前0時]～令和5年1月9日(月・祝)[午後11時59分]

■内容 キャンペーン期間中、市内対象店舗の決済をPayPayで行うと、決済金額の最大20%のPayPayポイントが後日付与されます。※PayPay 1 アカウントにつき1 決済当たりの付与上限は4,000ポイント(例:10,000円分の買い物で2,000円分のPayPayポイントを付与)、期間中の付与合計上限は15,000ポイント

■キャンペーン対象店舗 市内PayPay加盟店のうち、市とPayPayが指定する市内に本社または本店を有する中小法人、もしくは市内に事業所を有する個人事業主

※コンビニエンスストアなどのフランチャイズチェーン、温泉宿泊施設等利用促進事業の対象施設、病院や調剤薬局などの公的医療機関、介護保険の適用となる施設などは本キャンペーンの対象外

■PayPayポイント付与 ポイントは、支払日の翌日から30日後に付与され、PayPay加盟店舗での代金の支払いに使用できます。付与されたポイントは、出金・譲渡不可となります。

■お客様相談窓口

○ PayPayお客様相談窓口…毎日、24時間、☎0120-990-634

○ ソフトバンク花巻桜台店(予約制)…午前10時～午後7時、☎21-3231

PayPayアプリ操作方法説明会

■期日 12月8日(木)・14日(水)・20日(火)

■時間 午前11時～午後6時

■場所 イトーヨーカドー花巻店(フードコート前)

※利用できる対象店舗の一覧は、12月上旬に市ホームページに掲載予定です



【問い合わせ】本館商工労政課(☎41-3534)

受け取り案内
を発送します

70歳以上の市民が対象
2,000円分の「はなまき小判」をまだ受け取っていない人へ

市では、10月1日時点で70歳以上の市民を対象に、花巻商工会議所が発行するはなまき小判2,000円分をゆうパックで郵送しました。

まだ受け取りが確認できていない人には、11月28日以降、花巻商工会議所から受け取り案内を順次発送します。内容をご確認の上、受け取りをお願いします。

■受取日時 12月1日(木)～16日(金)、午前9時～午後5時(土・日曜日を除く)

■受取場所 花巻商工会議所本所または各支所

※各支所で受け取りを希望する場合は、花巻商工会議所へ事前にご連絡をお願いします

■はなまき小判利用可能期間 令和5年3月21日(火・祝)まで

■はなまき小判利用可能店舗 378店舗(11月22日現在)

※利用できる店舗の最新状況は、花巻商工会議所にお問い合わせください

■問い合わせ

配布に関すること…花巻商工会議所(☎23-3381)

事業に関すること…本館商工労政課(☎41-3539)

施設の電気料金を
を支援

社会福祉施設などが対象
社会福祉施設等物価高騰対策支援金



市では、電気料金高騰の影響が大きい市内の社会福祉施設などを対象に「社会福祉施設等物価高騰対策支援金」を支給します。

■対象 市内の▶介護サービス事業所、高齢者施設▶障がい福祉サービス事業所▶児童養護施設、救護施設▶保育施設等▶産後ケア施設

■支給上限額 入所施設…20万円 通所施設…10万円 訪問系施設…2万円

※4月～申請月までの連続する任意の6カ月と前年同期の電気料金を比較し、その差額を支給します

■申請期限 令和5年1月31日(火)

■申請方法 下記へ郵送または持参

※対象となる施設には、市から申請案内を送付します

■問い合わせ・申請

○介護サービス事業所、高齢者施設…新館長寿福祉課(☎41-3578)

○障がい福祉サービス事業所…新館障がい福祉課(☎41-3580)

○児童養護施設、救護施設…新館地域福祉課(☎41-3572)

○保育施設等…教育委員会こども課(☎41-3149)

○産後ケア施設…健康づくり課(☎41-3609)

児童1人につき
1万5千円を給付

はなまき子育て世帯
臨時特別支援金(追加支援)



市では、県の補助金を活用して児童1人当たり1万5千円を給付します(本年度2回目の実施)。また、県の補助制度の対象外となる令和4年10月以降に生まれた児童などがある世帯に対しても同様に、市独自の支援として児童1人当たり1万5千円を給付します。

【問い合わせ・申請】新館地域福祉課(〒025-8601 花城町9-30☎41-3575)

■給付額 児童1人当たり1万5千円

■対象、支給要件など

区分	対象	支給要件	申請
岩手県補助制度分	平成19年4月2日～令和4年9月30日に生まれた児童を養育している人	8月に給付した[はなまき子育て世帯臨時特別給付金(初回分)]を受給済みの人	不要(12月中に支給予定)
		上記以外の人	必要(※1)
花巻市単独事業分	令和4年10月1日～令和5年3月31日までに生まれた児童を養育している人	花巻市から児童手当を受給する予定の人	不要(1月以降に支給予定)
		上記以外の人	必要(※1)
	平成16年4月2日～平成19年4月1日までに生まれた高校生などを養育している人	花巻市から児童手当を受給している人	不要(12月中に支給予定)
		上記以外の人	必要(※2)

※1…申請書に必要事項を記入の上、新館地域福祉課に提出してください。申請書の様式は準備ができ次第、新館地域福祉課に備えるほか、市ホームページにも掲載します。

※2…12月中に対象世帯へ申請書を送付予定です。申請書に必要事項を記入の上、新館地域福祉課に提出してください

児童を養育する人の住所が花巻市以外である場合は支給対象外となります